

社協のしおり

～ 地域の絆で ともに育み支えあい 安心して暮らせるまち 長浜 ～



社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会

①社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会の概要

(1) 概要

- 名 称 社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会
- 所在地 長浜市湖北町速水2745番地 長浜市役所 湖北支所内 3階
- 設 立 平成18年2月13日
- 目 的 長浜市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とします。
- 組 織 3課 2ステーション 8センター体制（P2参照）

社会福祉協議会（社協）ってどんな団体？

社会福祉協議会は、地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成されており、市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間の組織です。

社会福祉法「第10章地域福祉の推進」の第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定され、住民主体の理念に基づいて、地域の福祉課題の解決に取り組み福祉のまちづくりの実現を目指して、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施などを行っています。

長浜市社協は市町の合併に併せて平成18年2月13日に、長浜市社協・浅井町社協・びわ町社協とが合併し、その後平成22年1月1日に湖北6町（虎姫・湖北・高月・木之本・余呉・西浅井）社協とが合併し誕生しました。

長浜市社協は『誰もがきらっと輝き、いきいきと安心して暮らせる福祉のまちづくり』の実現を目指して、地域住民や民生委員児童委員、福祉保健関係機関、ボランティア、行政機関等との連携・協働により長浜市の地域事情に即した地域福祉活動、在宅介護事業の推進に努めています。

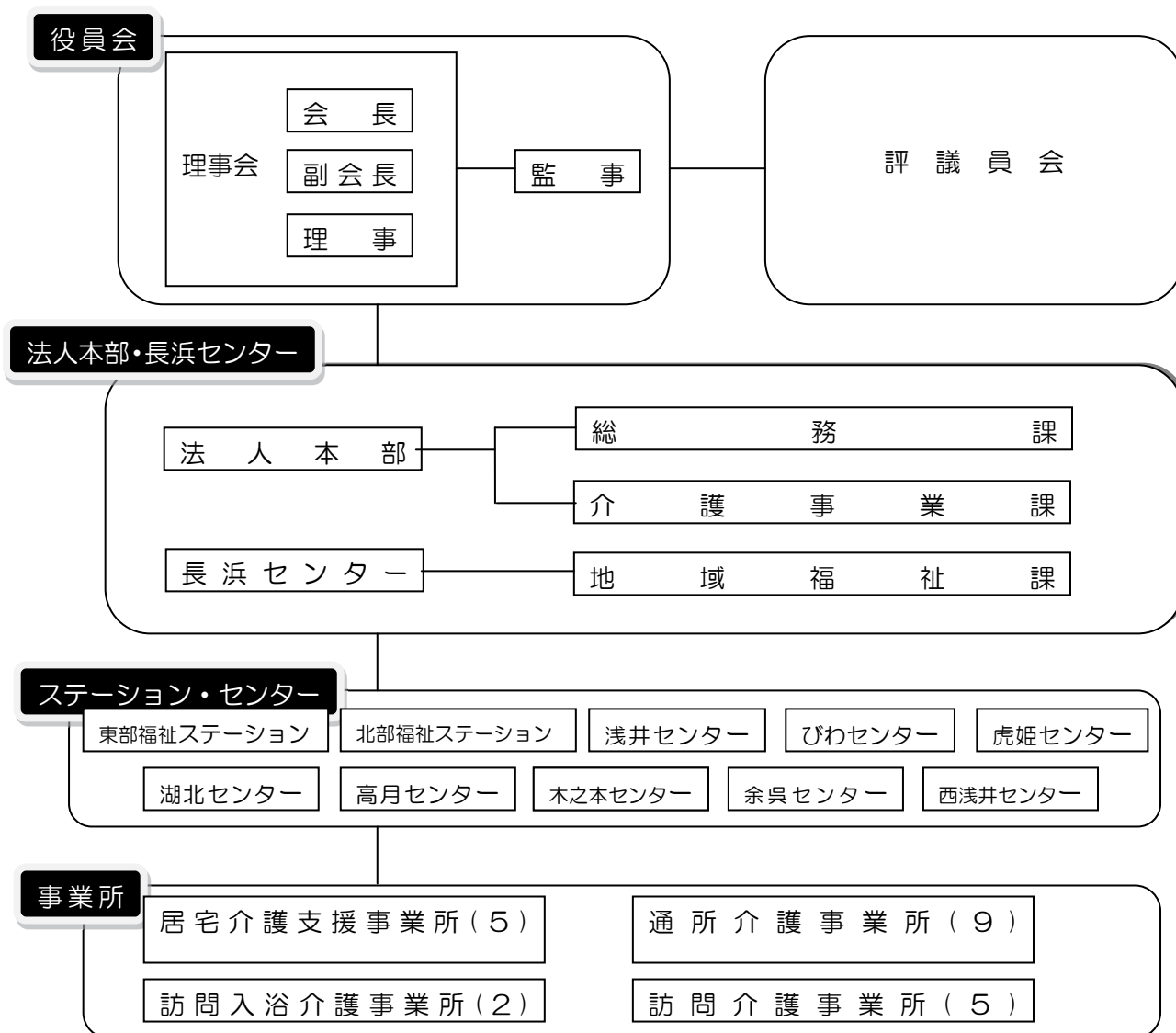
社会福祉協議会の機能は、次の7点です。

- ①住民ニーズ・福祉課題の明確化、住民活動の推進
- ②公私社会福祉事業等の組織化・連絡調整
- ③福祉活動・事業の企画及び実施
- ④調査研究・開発
- ⑤計画策定、提言・改善運動
- ⑥広報・啓発
- ⑦社会福祉活動・事業の支援

（社会福祉協議会新基本要項から）



長浜市社会福祉協議会組織図



※ () 内の数字は事業所数

《施設一覧》

□法人本部

総務課 TEL : 0749-78-8294 FAX : 0749-78-8800

介護事業課 TEL : 0749-78-8294 FAX : 0749-78-8800

〒529-0341 長浜市湖北町速水 2745 番地 長浜市市役所 湖北支所内 3階

□長浜センター

□南部地域支援センター

地域福祉課 TEL : 0749-62-1804 FAX : 0749-64-2240

長浜市ボランティアセンター

〒526-0037 長浜市高田町 12 番 34 号 長浜市社会福祉センター内

□長浜東部福祉ステーション

〒526-0802 長浜市東上坂町 1000

TEL : 0749-65-6266 FAX : 0749-65-6266



□長浜北部福祉ステーション

〒526-0015 長浜市神照町 288-1

TEL : 0749-65-8266 FAX : 0749-65-8266

□浅井センター

〒526-0244 長浜市内保町 480-3 浅井福祉センター内

TEL : 0749-74-8200 FAX : 0749-74-8177

□ほのぼのデイサービスセンター 浅井

〒526-0233 長浜市今荘町 859-1

TEL : 0749-74-1411 FAX : 0749-74-1413

□びわセンター

〒526-0108 長浜市難波町 483 番地 びわ高齢者福祉センター内

TEL : 0749-72-4399 FAX : 0749-72-5115

□ほのぼのデイサービスセンター びわ

〒526-0108 長浜市難波町 483

TEL : 0749-72-4608 FAX : 0749-72-4603

□虎姫センター

〒529-0112 長浜市宮部町 3445 保健センター虎姫分室内

TEL : 0749-73-2656 FAX : 0749-73-8113

□湖北センター

〒529-0341 長浜市湖北町速水 1860 湖北デイサービスセンター内

TEL : 0749-78-2144 FAX : 0749-78-2223

□高月センター

〒529-0262

長浜市高月町西物部 73-1 高月福祉ステーション内

TEL : 0749-85-5700 FAX : 0749-85-5721

□木之本センター

□北部地域支援センター

〒529-0423 長浜市木之本町千田 53 木之本福祉ステーション内

TEL : 0749-82-5419 FAX : 0749-82-5721

□ほのぼの小規模多機能型居宅介護事業所「ひなたぼっこ」

〒529-0422 長浜市木之本町田部 647 番地 1

TEL : 0749-50-7100 FAX : 0749-50-7101

□余呉センター

〒529-0515 長浜市余呉町中之郷 2434 番地 余呉福祉ステーション内

TEL : 0749-86-8109 FAX : 0749-86-8111

□西浅井センター

〒529-0701 長浜市西浅井町塩津浜 1795 西浅井デイサービスセンター内

TEL : 0749-88-8181 FAX : 0749-88-8100

（３）会費

社会福祉協議会は、子どもから高齢者、しょうがいのある人も誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう様々な地域福祉活動をおこなっています。

そのためには、市民の皆さま一人ひとりの支えが必要です。一般会費については、各自治会等を通じて会費納入のご協力をお願いしております。特別会費については、企業・法人様を中心にご協力をお願いしております。

一般会費	一世帯	380 円
特別会費	一口	3,000 円

（４）善意銀行

善意銀行とは、市民の皆さまから善意のこもった金銭や物品をお預かりし、その善意をさまざまな地域福祉事業で役立てようとするものです。

市民の皆さまから寄せられた金銭や物品は、寄付をいただいた方の意志を生かした運用に努め、住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりに活用させていただいております。善意銀行の趣旨をご理解いただき、市民の皆さまの温かいご支援とご協力をお願いいたします。

○金銭預託

善意の寄付、香典のお返し、出産や結婚の記念、福祉バザーの売上げの一部など様々な理由により市内の福祉推進を目的とした寄付のことです。

一般寄付と指定寄付とがあります。



■一般寄付

特に用途を定めず、広く福祉のために活用する寄付金

【具体例】

高齢者やしょうがい者の地域での見守り活動の推進、しょうがい者の交流事業、小地域サロンの推進、ボランティア活動の推進、福祉教育の充実、生活困難者への支援、福祉団体活動の支援、介護者支援、ベット・車イスの貸出など地域福祉の推進全般に活用しています。

■指定寄付

寄付者が目的を定めて、在宅福祉事業や福祉施設・福祉団体等への寄付など具体的に指定された事業、団体等に対する寄付金

○物品寄付

車いす、介護車両、介護機器、お米、古切手、ペットボトルキャップなどの物品寄付

※これらは社会福祉協議会事業や、必要とする方に貸与、給付を行い活用しています。



介護用車両の寄付

②地域福祉の推進

(1) 地域福祉活動支援

ア 地区社協強化支援事業

地区社会福祉協議会（地区社協・福祉の会）は、住民一人ひとりが福祉活動に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための組織です。自治会、民生委員児童委員、その他地区の各種団体によって構成される住民主体の組織です。長浜市では、15地区の地区社協・福祉の会が設立され、地域の課題に応じた福祉活動が展開されています。

長浜市社協は、地域福祉コーディネーターを設け、各センターには地域窓口を設置し、地区社協・福祉の会への支援を通じて地域に根ざした福祉活動を応援しています。

【内 容】

- ①地区社協支援のための事務局・支援担当者の配置
- ②地区社協役職員研修会の実施
- ③地区社協会長会議の開催
- ④地区社協活動推進事業費補助金の交付
- ⑤地区社協運営・活動支援



浅井地区「いちご大福作り」



長浜地区「地域交流事業 魚つかみ大会」

地区社協一覧

長浜地区社会福祉協議会	長浜市高田町 12 番 34 号 長浜センター内 TEL 0749-62-1804
六荘地区社会福祉協議会	長浜市勝町 490 六荘公民館内 TEL 0749-62-0198
南郷里地区社会福祉協議会	長浜市新栄町 625-1 南郷里公民館内 TEL 0749-62-0287
神照地区社会福祉協議会	長浜市神照町 308 神照公民館内 TEL 0749-62-0265

北郷里地区社会福祉協議会	長浜市東上坂町 976-7 北郷里公民館内 TEL 0749-62-5479
西黒田地区社会福祉協議会	長浜市常喜町 500 西黒田公民館内 TEL 0749-62-0381
神田地区社会福祉協議会	長浜市加田町 2727 神田公民館内 TEL 0749-62-7037
浅井福祉の会	長浜市内保町 480-3 浅井センター内 TEL 0749-74-8200
びわ福祉の会	長浜市難波町 483 びわセンター内 TEL 0749-72-4399
虎姫福祉の会	長浜市宮部町 3445 虎姫センター内 TEL 0749-73-2656
湖北福祉の会	長浜市湖北町速水 1860 湖北センター内 TEL 0749-78-2144
高月地区社会福祉協議会	長浜市高月町西物部 73-1 高月センター内 TEL 0749-85-5700
木之本福祉の会	長浜市木之本町千田 53 木之本センター内 TEL 0749-82-5419
余呉福祉の会	長浜市余呉町中之郷 2434 余呉センター内 TEL 0749-86-8109
西浅井ふくしの会	長浜市西浅井町塩津浜 1795 西浅井センター内 TEL 0749-88-8181

イ 地域福祉活動計画の策定

地域住民自身や福祉関係機関・団体、ボランティア団体、当事者組織等が、互いに連携し今後の長浜市の地域福祉の進むべき方向性を共有し、地域住民・団体・組織が地域福祉推進の役割を担っていくことを目的に「地域福祉活動計画」の作成に取り組んでいます。

ウ 福祉委員支援事業

地域における福祉課題への解決に向けた取り組みや地域交流を深めることを目的に設置された福祉委員を支援し、地域実情に応じたきめ細やかな小地域福祉活動がそれぞれの地域で実践されることを目的として支援を行います。

【内 容】

- ①福祉委員活動に対する相談・助言・事業企画援助等
- ②福祉委員を対象とした研修会・交流会の開催
- ③福祉委員の設立に向けた支援・助言 ※未設置地区
- ④福祉委員活動の周知用パンフ、活動手引き等の作成



高月地区「福祉委員研修会」

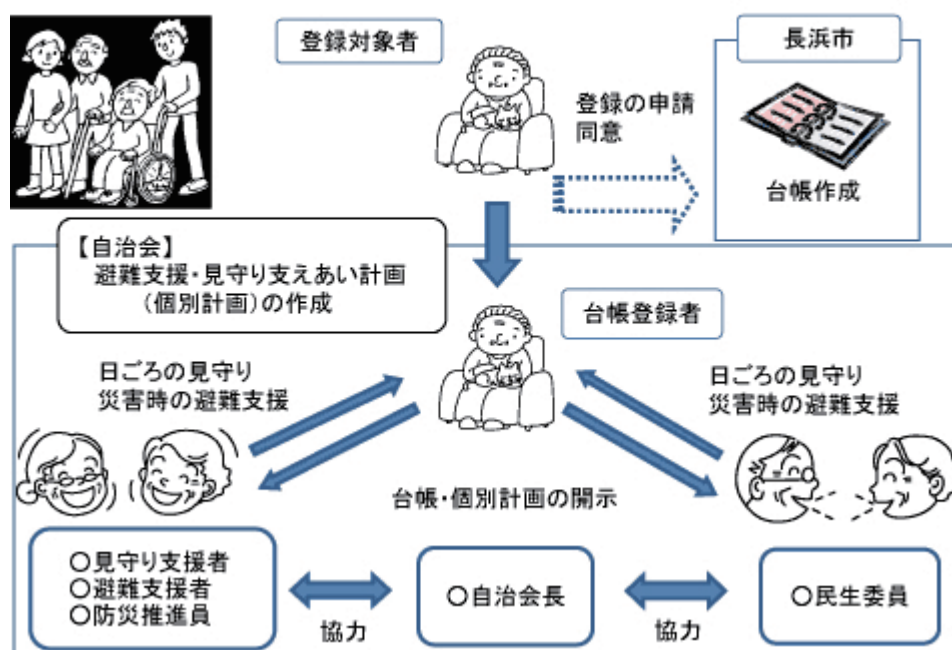
エ 地域での見守り活動の推進（避難支援・見守り支えあい事業）

市の災害要援護者支援対策と連携を図り、ひとり暮らし高齢者世帯・しょうがい者世帯など、地域で見守りの必要な要援護者を地域住民、自治会役員、民生委員児童委員等との協働により把握するとともに、近隣住民の日常の見守り体制（見守り支援者・避難支援者の体制整備）を構築し、災害時などの不測事態や要援護者の日常生活に対する支援体制の構築を推進します。

【内 容】

- ①避難支援・見守り支えあい制度の登録促進
- ②見守り支援者・避難支援者に対する啓発活動・研修会等の開催

「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」の概要



オ 災害支援活動ネットワーク事業

地域のさまざまな組織が連携し、災害時における被災者救援活動や、地域全体の復興につながる活動が効率的かつ迅速に行えるよう、平常時から情報交換や意見交換、相互研修、防災活動などを行い、共通理解と連携を深めます。

【内 容】

- ①減災活動（地域の安全点検活動）
- ②体験講座の開催
（救命講座・災害ボランティア養成講座等）
- ③災害ボランティア登録制度：地域ボランティアの啓発・人材発掘等
- ④先進地視察：被災地・先進地との交流を図り、活動の向上につなげる。

※平成22年度は虎姫地区をモデル地区として実施しています。



虎姫災害支援ネットワーク会議

カ ふれあい電話事業

登録されたひとり暮らしの高齢者や身体の不自由な方等に対し、ボランティアの協力のもと電話による友愛活動を行います。会話を通じ悩みや心の寂しさ、生活上の不安等のニーズを聞き、必要に応じ民生委員児童委員や各関係機関との連携を図り見守り活動に努めます。

【内 容】

- ①電話を通じたボランティアによる生活相談・安否確認の実施
- ②ボランティア交流会・学習会の開催
開催日：毎週水・木曜日
午前10時～午前11時50分



ボランティアによる電話相談の様子

キ ふれあいサロン支援事業

地域のボランティアが主体となり、高齢者やしょうがい者など地域での交流機会が希薄になりがちな要援護者等を中心として、すべての地域住民がともにふれあえるサロンの支援をおこないます。小地域サロン支援事業は、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう世代間の交流をすすめ、福祉に対する理解や関心を深め、地域住民同士の助け合いの輪を広めることを目的とします。

【内 容】

- ①新規団体の立ち上げ支援
- ②活動団体に対する情報の提供、相談・助言、ノウハウの提供
- ③サロン活動サポーター講座等の開催
- ④サロン交流会の開催
- ⑤活動メニューに対する支援（社会資源の発掘・講師等の派遣）



高月 横山自治会サロン

- ⑥活動費に対する助成 ・立上げから3年間 毎年1団体あたり30,000円
 ・4年目から 毎年1団体あたり10,000円



北郷里ふれあいサロン交流会の様子

ク 広報・啓発活動

福祉関係の情報提供や社会福祉協議会事業の取組等を周知することで市民の福祉意識の高揚と社協活動に対する理解・協力を得ることを目的として、広報誌の発行・ホームページの運営を行います。

【内 容】

- ①広報誌 年4回発行（5月・7月・10月・2月号）
 ※発行部数：42,000部 市内全戸配布 県内関係機関配布
- ②ホームページの運営（アドレス <http://www.nagahama-shakyo.or.jp/>）
- ③広報誌広告協賛企業の募集（地域福祉事業（広報）の財源確保）



ケ 福祉活動団体の支援

市内で活動する福祉団体が実施する福祉事業に対し活動費の助成をおこない福祉団体の育成、活動の促進を図り地域の福祉に寄与することを目的とします。

【内 容】

- ① 福祉団体の運営および福祉活動に対する相談援助
- ② 福祉団体の活動費に対する事業費助成

コ 共同募金歳末たすけあい運動

共同募金運動の一環として地域住民や民生委員児童委員、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、だれもが地域で安心して暮らすことができるよう、地域のたすけあいやささえあいの活動を広げ、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせる長浜のまちづくりの推進、住民相互のたすけあい運動を推進することを目的として実施します。

【内 容】

- ①低所得者向け緊急食糧品の購入
- ②要保護世帯・特別支援学級学用品助成



- ③一人暮らし高齢者世帯等日常生活支援（年末掃除支援）
- ④おせち料理配布
- ⑤歳末行事支援事業
- ⑥ボランティア団体支援事業
- ⑦福祉対象者交流会の開催



サ しょうがい者等交流事業

【長浜市療育レクリエーション】

しょうがい児者とその家族および関係者・ボランティアが行事を通して家族の絆としょうがい者同士、健常者との交流を深めることを目的として開催します。

【内 容】

知的しょうがい児者と家族、ボランティア等の交流事業



平成21年度「潮干狩り体験」



平成22年度「レクリエーション」

【しょうがい者余暇支援事業】

しょうがい者の余暇充実と、生活訓練（料理教室）または創作活動（陶芸教室）を通じて日常生活の充実を図り、ボランティアや地域住民が関わることで地域との結びつきを深めることを目的とします。

【内 容】

知的しょうがい者の生活訓練・創作活動を通じた余暇支援

実施場所	実施内容	実施日時
湖北センター	陶芸教室	連続6回講座
木之本センター	料理教室（サロン）	毎月第3土曜日 9:30～13:30



陶芸教室の様子



料理教室の様子

【しょうがい児者保護者交流事業】`サマーハウス` `ほのぼのかけはし`

しょうがい児者の保護者等を対象に、しょうがいについて学び、保護者同士が交流できることを目的に開催します。

【内 容】

しょうがい児の保護者を対象とした定期的な交流会・研修会等の開催

シ 子育て支援事業

【おもちゃ図書館】

市内在住の就園前のしょうがい児、および幼児を対象におもちゃや参加者とのふれあいを通じ、子どもの豊かな発想、発育支援、交流を図ることを目的に実施します。

【内 容】

- ① センターにて、おもちゃを通じた交流を図る。
- ② 季節の行事（クリスマス・ひなまつり等）
- ③ 出前講座の実施

実施場所	開催日時
虎姫センター	毎月第2・第3水曜日 9:30～11:30
木之本センター	毎週月曜日 10:00～11:30



おもちゃ図書館の様子

【冒険遊び場づくり活動支援事業】

地域住民が主催者となり「地域住民が力を合わせて子どもの遊び場の環境づくり」、「子どもの健やかな育ちを支えるための地域づくり」、「冒険遊び場づくりを通じた、地域のコミュニティの再生」を目指して行われる「冒険遊び場づくり」を支援し活動を広めることを目的として実施します。

- ① 冒険遊び場活動支援、新規立ち上げ支援
- ② 活動助成金の交付
- ③ プレーキット(冒険遊び場で使用する道具等)の貸出
- ④ 冒険遊び場研修会の開催 等

ス 在宅介護者のつどい事業

在宅で介護をしている方が、介護に関する学習会や介護者同士の交流を通じて、在宅介護に関する悩み等を語り合い、お互いに情報を交換することによって、介護技術の向上、精神的な負担軽減を図ることを目的として実施します。

【内 容】

- ① 在宅介護に関わる研修会の開催
- ② 介護者同士の交流会・リフレッシュ活動の実施



介護者の集い「健康体操」

セ ふれあい備品購入助成事業

自治会に対し、備品購入費の助成を行い、地域行事等に必要な備品の整備を行うことで、地域活動・市民活動の活性化、住民相互の交流促進を目指します。

【内 容】

自治会に対する福祉活動・世代間交流に必要な備品購入助成

※1自治会 50,000 円以内 購入費総額の2／3以内

ソ ふれあい用具貸出事業

自治会など地域福祉活動を推進する団体が行う地域行事に対して、必要な用具を貸出し、福祉の増進、地域の交流を深めることを支援します。

【内 容】

- ① イベント機器等の貸出
- ② レクリエーション器具等の貸出



タ 福祉用具・福祉車両貸出事業

介護保険制度や福祉サービス等利用できない方で、在宅で生活する高齢者やしょうがい者等に介護用ベッド・車イスを貸出し、在宅での生活を支援します。

また外出支援として、高齢者やしょうがい者の移動や社会参加の促進のため、車椅子移送用車両を貸出します。

【内 容】

- ① 介護用ベッド・車椅子の貸出
- ② 車椅子移送用車両の貸出

- ・長浜センター
- ・虎姫センター
- ・木之本センター



福祉車両の貸出



チ 社会福祉大会・社会福祉功績者表彰式

社会福祉の推進・向上に多大な貢献をされた個人ならびに団体を表彰し、その功績を称えらるとともに、多額の浄財を寄付していただいた個人、団体に対しては感謝状を贈り、社会福祉の啓発を図ります。

また、講演会やボランティア活動等の紹介を通じて福祉に対する市民の理解を深めます。

【内 容】

- ①社会福祉の増進に対して功績のあった個人、団体の表彰
- ②社会福祉の増進のため多額の浄財を寄付いただいた個人、団体の感謝状の贈呈
- ③市民啓発用講演会の開催
- ④ボランティア活動・福祉活動の紹介

ツ ワークキャンプ支援事業

市内外の若年層を対象として地域課題解決に向けたワークキャンプを実施することにより、地域課題に対する認識と地域住民と参加者との交流を深めます。

【内 容】

限界集落での地域課題緩和を目的として、若年層ボランティアによる地域活動の参加を企画します。

※モデル自治会（余呉地区）：年間2回



中河内地区での活動（溝の泥あげ）の様子



ひとり暮らし高齢者宅等の除雪支援の様子

テ 福祉出前講座

地域住民・自治会・団体等を対象にボランティア、介護、ｲｽﾀｯﾄｼｱ体験、地域サロン等の専門知識を持った職員を講師として派遣するにより、社会福祉の啓発と社協事業に対する地域住民の理解を深めます。

【内 容】

福祉出前講座の実施（講師派遣）

※介護・ボランティア・ｲｽﾀｯﾄｼｱ体験・小地域サロン講座・地域福祉権利擁護講座等

（２）生活相談支援

ア 地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい認知症・知的しょうがい・精神しょうがいのある方等に対して、福祉サービスの利用手続きの支援をはじめ、日常的な金銭管理、書類等の保管など行います。福祉サービス・行政サービス等を適切に利用できるよう支援し、また不当な権利侵害等を未然に防ぐことに努め、地域で安心して生活が送れるように支援します。

【内 容】

- ①福祉サービスの利用援助
- ②日常金銭管理サービス
- ③書類等の預かりサービス



「地域福祉権利擁護事業」で行うサービス内容

福祉サービスの利用のお手伝い

福祉サービスの契約や利用をするにあたっての相談・情報提供・契約手続きのお手伝いをします。

日常的な金銭管理のお手伝い

福祉サービスの利用料や公共料金などの支払い手続きや確認のほか、生活費の払い戻しや預け入れのお手伝いをします。

通帳や印鑑などの預かり

紛失の心配のある通帳や証書類、印鑑など大切な書類をお預かりします。



例えば



在宅生活を続けたい Aさん 98歳／女性／一人暮らし

Aさんは長年一人暮らし。結婚されず親戚とも疎遠となっています。最近認知症の症状が見受けられるようになりました。

以前から民生委員や保健師が訪問して様子をみていましたが、足腰も弱くなり、おぼつかない足取りで外で歩いておられるところを何度も目撃されており、皆心配して福祉施設の利用などの話を持ちかけました。しかし、Aさんはずっと「我が家」で生活したいと言われ、結果関係者で見守ることとなりました。Bさんは初期の認知症と診断され、日常生活に支障をきたすほどではありませんが、郵便物の確認が億劫になったり、公共料金の支払いなど滞りがあるので、社会福祉協議会の担当者が訪問し地域福祉権利擁護事業の利用をしていただくこととなりました。

現在は、社会福祉協議会の生活支援員（職員）が毎週1回訪問しています。

Aさんに預金の出金票を記入してもらい、生活支援員が銀行にて1週間分の生活費を出金しAさんに渡します。滞っている公共料金などの支払いがないかを確認し、それまでに届いた郵便物を一緒にチェックします。

最近は家事をすることも難しくなったため、ホームヘルパーの派遣をお願いすることになりましたが、まだまだ、お元気なAさんは、病気をしないようにと毎日体操して過ごされています。

イ よろず相談事業

広く市民の日常生活上の悩みや心配ごとに対応する相談窓口を設置し適切な情報の提供に努めます。また、多様化する相談に対し、相談員の資質向上に努めるとともに、行政機関など関係機関との連携を図り、市民にとって信頼感と親しみある相談窓口の運営に努めます。

【内 容】

①よろず相談

会場	開催日	開催時間
長浜センター（長浜市社会福祉センター） （専用電話６３－４８１１）	毎週月・火・水・金曜日	１３：００～１６：００
	毎週木曜日	９：００～１２：００
浅井センター（浅井福祉センター）	毎月第１金曜日	９：００～１２：００
虎姫センター（保健センター虎姫分室）	毎月第１月曜日	９：００～１２：００
湖北センター（湖北デイサービスセンター）	毎月第４水曜日	９：００～１２：００
市役所 高月支所	毎月第２水曜日	１３：００～１６：００
木之本センター（木之本福祉ステーション）	毎月第４木曜日	９：００～１２：００
余呉センター（余呉高齢者福祉センター）	毎月第１金曜日	１３：００～１６：００
西浅井センター（西浅井デイサービスセンター）	奇数月第２火曜日	１３：００～１６：００
市役所 西浅井支所	偶数月第２火曜日	

②法律相談（事前予約が必要）

会場	開催日	開催時間
長浜センター（長浜市社会福祉センター） （予約電話６２－１８０４）	毎月第４木曜日	１３：００～１６：００

③相談員研修会の実施

ウ 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、高齢者世帯、しょうがい者世帯等に対して、総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・長期生活支援資金等の資金貸付を行います。資金の貸付により経済的自立および生活意欲の助長・促進ならびに在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活が営めるように支援します。

【内 容】

総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・長期生活支援資金等の貸付事務

エ たすけあい資金貸付事業

低所得者世帯等に対し、生活維持に必要な資金を貸し付けることにより、当該世帯が一時的な生活困窮を回避し安定した生活を営めるように支援します。

【内 容】

生活費の貸付 一世帯 40,000 円を上限

オ 緊急食糧給付事業

予測できない事由等により、緊急かつ一時的に生活困窮となった世帯に対し、食糧品を給付することで、生活の安定を支援します。

【内 容】

食糧品（米・缶詰・レトルト食品等）の給付

（３）ボランティア支援

ア ボランティアセンター事業

ボランティア活動を支援し住民参画による地域福祉の推進を図ります。地域住民が幅広くボランティア活動に参加できるよう、活動に関する相談、情報・資料の提供、講座の開催やボランティア活動に対する啓発を行います。

ボランティアセンターとしての機能強化・体制整備をはかり、各支所においても相談・窓口機能を充実し一体的なボランティア活動の推進体制を整備します。

【内 容】

- ① ボランティア登録・ボランティア相談
- ② ボランティア活動団体等への支援
- ③ ボランティアの育成（ボランティア講座の開催等）
- ④ ボランティア活動の啓発（広報・ボランティア啓発・イベントの支援）
- ⑤ ボランティア活動保険料の助成 ※加入者１人あたり１００円助成
- ⑥ ボランティア連絡協議会事務局支援
- ⑦ 災害ボランティアセンターの体制整備



手話教室の様子



ジュニアボランティア講座

『市内大型量販店でのバリアフリー体験』



災害被災地義援金活動（ボランティア）の様子



浅井地区ボランティアの集いの様子



施設ボランティア講座の様子

イ 災害ボランティアセンター体制整備事業

災害ボランティアセンターの体制整備を図り、啓発を行うことで、地域住民の災害に対する関心を高め、災害に強いまちづくりを推進します。

- ① 災害ボランティアセンターの体制整備
- ② 災害ボランティアセンターの啓発
- ③ 災害ボランティア研修会の開催
- ④ 災害ボランティアセンター設置訓練の実施

ウ 福祉教育推進事業

市内の小学校・中学校・高等学校・養護学校等との連携を基盤として、福祉への理解と関心を深め、思いやりの心を育てるため、児童・生徒が身近にボランティア活動や福祉活動に取り組める福祉教育の推進に努めます。

また、地域の一般住民・企業・団体等での研修等においてもその依頼に応じ、職員・ボランティア講師等の派遣を行いボランティア活動や福祉活動への理解を深めます。

【内 容】

- ①教育機関等におけるボランティア体験・福祉体験等の推進
- ②福祉教育に関するプログラムの作成支援
- ③福祉教育にかかるボランティア講師・職員等の派遣
- ④指導者向け福祉学習研修会等の開催



小学校での車いす体験の様子



小学校でのインスタントシニア体験

エ 多文化交流サロン支援事業

市内に在住の外国の方々とボランティアの交流・活動を支援し、地域とのつながりをサロン交流の中で発展をさせていきます。

【内 容】

日本と外国の食や文化を学び、交流のできる場を設ける。

- ① サロンの開催、立ち上げの支援
- ② ボランティア体験

（４）地域介護支援事業

ア 生活機能低下予防教室「ひまわり」（市委託事業）

要支援・要介護状態になることが心配される高齢者（特定高齢者）に対し、定期的な外出の機会をもつことで閉じこもりを予防し、心身の運動機能等の向上を目的としたレクリエーション等を行うことで、要介護状態となることを予防します。

【内 容】

- ① 軽体操・レクリエーション
- ② グループ間交流会の開催
- ③ 体力テスト等の実施



ひまわり教室交流会の様子

イ 転倒予防教室の開催（市委託事業）

地域の高齢者を対象として下肢筋力向上を目的とする教室を各地域等で開催します。

【内 容】

下肢筋力向上のための教室を開催



ウ 介護あんしん窓口事業（市委託事業）

市内２カ所（東部福祉ステーション・北部福祉スラ 細江町転倒予防教室の様子）介護保険に関する相談、福祉サービス利用に関する相談等、在宅で介護を必要とする高齢者やその介護者の不安や悩みに対して総合的な相談に応じるとともに、関係機関との連携をもって在宅での生活を支援します。

【内 容】

- ① 高齢者介護における相談業務
- ② 高齢者実態把握調査（いきいきあんしん訪問）
- ③ 出前講座等における啓発活動
- ④ 介護予防プランの作成
- ⑤ 転倒予防教室・家族介護教室・栄養改善教室の開催

③在宅介護事業

【事業方針】

長浜市社会福祉協議会が目指す在宅介護サービス

1. 利用者様の意向や生活状況に沿ったサービスの提供に努めます。
2. 在宅で、できる限り自立した生活が営めることを目的に、利用者様の生活支援とご家族への相談援助等に努めます。
3. 介護状態の軽減や悪化を防止する予防を重視したサービスの提供に努めます。
4. 保険・医療・福祉等の関係機関との連携を図り、より効果的なサービスの提供に努めます。
5. 利用者様に信頼される職員、次世代の介護を担う職員の育成に努めます。
6. 地域に密着し、信頼される介護事業所の運営に努めます。

社会福祉協議会では、介護保険制度スタート前から、長浜市より委託を受け各種在宅介護サービスを実施してきたノウハウを生かし、介護保険制度や障害者自立支援法による在宅サービスの実施をはじめ、地域の在宅福祉を支える活動を展開しています。

- ・ 居宅介護支援事業
- ・ 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）
- ・ 訪問入浴介護事業
- ・ 通所介護事業（デイサービス）
- ・ 地域密着型介護事業



（１）居宅介護支援事業所 ―ほのぼのケアプラン事業所―

―公平中立な立場で支援いたします―

ア 居宅介護支援事業（介護保険）

介護保険制度による介護サービスを受けるとき必要となる介護サービス計画（ケアプラン）の作成、相談、申請代行、サービス調整等を行います。医療・保健・福祉サービスを総合的・効果的に利用できるよう提案し、在宅で質の高い生活が営めるよう支援します。

【事業拠点】

市内５カ所 （第１事業所・第２事業所・第３事業所・余呉センター
・西浅井センター）

イ 介護予防支援事業（市委託事業）

市より介護予防支援事業の委託を受け、介護保険制度による介護予防サービスを受けるとき必要となる介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成、相談、サービス調整等を行い、介護状態への進行を防ぎ自立した生活を送れるよう支援します。

【事業拠点】

市内5カ所 （第1事業所・第2事業所・第3事業所・余呉センター
・西浅井センター）

（2）訪問介護事業所 ―ほのぼのヘルパー事業所―

―住みなれた、ご家庭での暮らしを支援いたします―

ア 訪問介護事業 ―ほのぼのヘルパーステーション事業―

介護の必要な高齢者やしょうがいのある方へ、訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、自立した日常生活が送れるようサポートします。食事介助・入浴介助・排泄介助等の身体介護や、炊事や洗濯、掃除などの生活援助を一人ひとりの身体の状態に応じ提供し、自立支援に取り組めます。

また、介護保険における要介護・要支援の認定はされないが、在宅での自立した生活が困難な高齢者に対し、生活管理指導員（ホームヘルパー）が訪問し、生活の援助を行います。

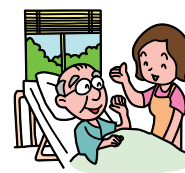
①訪問介護事業（介護保険）

②予防訪問介護事業（介護保険）

③居宅介護事業・重度訪問介護事業（障害者自立支援法）

④生活管理指導員派遣事業（市委託事業）

⑤移送サービス/木之本センター（高月、木之本、余呉、西浅井の地域に居住し、公共交通機関が利用できない要介護認定者およびしょうがい者）



【事業拠点】

市内5カ所 （第1事業所・第2事業所・第3事業所・余呉センター
・西浅井センター）



イ 障害者等移動支援事業（湖北地域障害者福祉事業連絡協議会委託事業）

湖北地域障害者福祉事業連絡協議会の委託を受け、しょうがいがある方の自立生活と社会参加の促進を図るため、外出時に必要な移動支援を行います。

【事業拠点】

市内5カ所 （第1事業所・第2事業所・第3事業所・余呉センター
・西浅井センター）

（3）訪問入浴介護事業所 ―ほのぼの訪問入浴事業所―

―住み慣れた自宅で安全安心な入浴を提供いたします―

在宅で寝たきりの高齢者やしょうがいのある方など自宅の浴槽で入浴の困難な方への入浴支援を行います。簡易浴槽を準備し、介護職員、看護師により居室で安心して入浴いただき、やすらぎのひとときを提供します。

①訪問入浴事業（介護保険）

②しょうがい者訪問入浴サービス事業（市委託事業）

【事業拠点】

市内2カ所

(ほのぼの訪問入浴ステーション北部・ほのぼの訪問入浴ステーション木之本)

(4) 通所介護事業所 —ほのぼのデイサービス事業所—

—意欲を持って自立した生活が継続できるよう支援いたします—

デイサービスセンターで、介護の必要な高齢者に入浴や機能訓練などの各種サービスを提供することで、高齢者の心身機能の向上を図ります。また、介護家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ります。

①通所介護事業（介護保険事業）

②予防通所介護事業（介護保険事業）

【事業拠点】

市内9カ所（ほのぼのデイサービスセンター浅井・ほのぼのデイサービスセンターびわ・ほのぼのデイサービスセンター東部・ほのぼのデイサービスセンター北部・ほのぼのデイサービスセンター虎姫・ほのぼのデイサービスセンター湖北・ほのぼのデイサービスセンター高月・ほのぼのデイサービスセンター木之本・ほのぼのデイサービスセンター西浅井）

(5) 地域密着型介護事業所 —ほのぼの小規模多機能型居宅介護支援事業所—

—ほのぼの認知症対応型通所介護事業所—

—身近な地域の中で生活が継続できるように支援します—

①認知対応型通所介護事業（介護保険事業）

②介護予防認知対応型介護事業（介護保険事業）

③小規模多機能型介護事業（介護保険事業）

④介護予防小規模多機能型介護事業（介護保険事業）



【事業拠点】

西浅井地域・・・ほのぼの認知対応型通所介護事業「あじかまの里」

木之本地域・・・ほのぼの小規模多機能型介護事業「ひなたぼっこ」

(6) 事業継続計画（BCP）に関する取り組みについて

長浜市全域に大地震（震度6）が起こることを想定し、緊急時の人命の安全と社会福祉協議会の介護サービス事業の継続や再開・福祉避難所の開設・要援護者支援等々にどのように対応するのかを事前に計画しておく「事業継続計画（BCP）」への取り組みを平成24年度より行いました。

今後は、長浜市の防災計画・福祉避難所設置ガイドラインをふまえ、各職員としての使命と役割に照らし合わせて、具体的な訓練・備蓄品の見直しなどを行い、さらに事業に反映できるよう継続して行う。

④指定管理事業

（１）福祉ステーションの管理受託

各福祉ステーションの管理運営を受託し、福祉ステーションのもつ様々な機能を充実させ、地域住民の福祉活動の拠点となるように努めます。

【事業拠点】

市内４カ所 （東部福祉ステーション・北部福祉ステーション
・高月福祉ステーション・木之本福祉ステーション）



長浜市北部福祉ステーション



長浜市東部福祉ステーション

（２）デイサービスセンターの管理受託

デイサービスセンターの管理運営を受託し、事業の推進と施設機能の有効な活用に努めます。

【事業拠点】

市内４カ所 （ほのぼのデイサービスセンター浅井・ほのぼのデイサービスセンターびわ・
ほのぼのデイサービスセンター湖北・ほのぼのデイサービスセンター西浅井）

⑤会務運営

（１）理 事 会 の 開 催

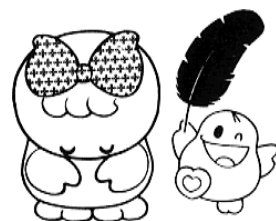
（２）評議員会の開催

（３）監 事 会 の 開 催

⑥福祉団体事務局の運営

（１）共同募金会長浜支会

「赤い羽根共同募金」および「歳末たすけあい募金」を推進するために円滑な募金活動に取り組めます。



（２）日本赤十字社長浜市地区

日本赤十字社は、各都道府県に支部を置き、その支部の組織として地区・分区が置かれています。日赤 長浜市 地区（日本赤十字社滋賀県支部 長浜市 地区）では、赤十字活動を推進するため、次の活動を行っています。



ア 社員募集

赤十字活動を実施するために必要な活動資金として、社員に納入いただく社費と一般の寄付金（これを総称して社資とよびます。）を募集しています。毎年5月に社資と寄付金の募集活動を自治会、赤十字奉仕団にご協力いただき実施しています。

イ 赤十字奉仕団の支援

長浜市では、長浜市赤十字奉仕団、長浜市浅井赤十字奉仕団、長浜市びわ赤十字奉仕団、長浜市虎姫赤十字奉仕団、長浜市湖北赤十字奉仕団、長浜市高月赤十字奉仕団、長浜市木之本赤十字奉仕団、長浜市余呉赤十字奉仕団、長浜市西浅井赤十字奉仕団の9団体が、赤十字事業や地域での様々なボランティア活動を積極的に展開されています。日赤長浜市地区では、これらの活動を支援しています。

ウ 災害救護活動

火災・風水害・地震などによる小規模災害に備え、滋賀県支部からの救護物資（日用品・毛布など）備蓄し、市内での災害の際には、物資や見舞金、弔慰金をお届けしています。